

戦争・ジェンダー・市民権

—— 第一次世界大戦と新しいイギリス女性像 ——

山 口 みどり (大東文化大学法学部)

War, Gender and Citizenship in Britain during the Great War

Midori YAMAGUCHI

1 戦争と「男女の領域分離」

(1) ジェンダーの境界を越えた女性たち

一九一五年一〇月、ドイツ占領下のベルギーで赤十字看護学校長をしていた五〇歳のイギリス人女性イーデイス・キャヴルは、一三〇人以上の連合軍兵士の逃亡を援助していた廉で捕らえられ、軍法会議で死刑判決を受けた。中立国の外交官らによる懸命な助命嘆願が行われたにもかかわらずキャヴルの処刑は執行され、「女を銃殺した」ドイツは国際社会から強い非難を浴びた。この判決は当時の戦時法規にかなったものではあったが、教養あるレディ、しかも人道的な活動に従事していた赤十字看護婦を処刑するなど、「文明国」のあり方ではないと考えられた。女性は男性に保護されるべき存在だとする考えが当時はまだ強く、イギリスではたとえスパイであっても、女性であれば処刑することを控えていたほどであったのである。一方でキャヴルの「英雄的行為」は、女性への保護の根拠となっていた当時の女性性の概念自体を逸脱するものでもあり、ひとつの「新しい女」像を提示するものであった。

翌一二月、もう一人のイギリス人看護婦が、さらにはつきりとジェンダーの境界線を越え、新しい女の姿を示した。敗走するセルビア軍と行動

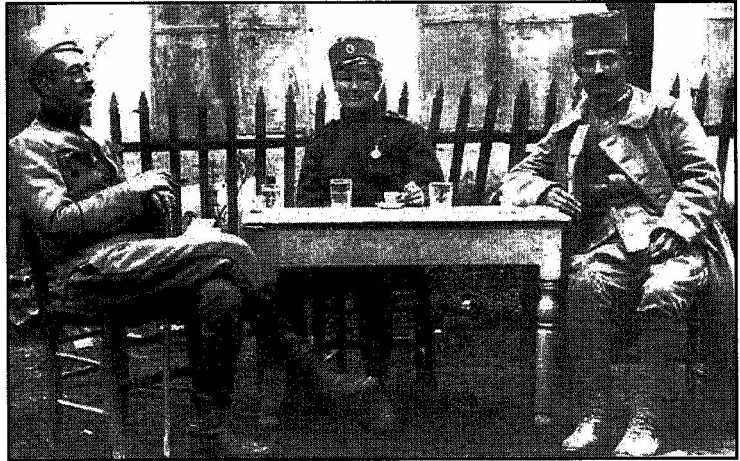


図1 フローラ・サンデス（中央）とセルビア人兵士（1917年ごろ）
 (Flora Sandes Collection, Sudbourne, Suffolk)

を共にしていた四〇歳のフローラ・サンデス（図1）は、兵士に転じ、一兵卒として戦線に立ったのである。射撃・乗馬と運転が得意で、英独仏語とまずまずのセルビア・クロアチア語を話すこの陽気なイギリス人は、女性兵士の伝統をもつセルビアでは軍隊内にすんなりと受け入れられた。軍曹、特務曹長へと順調に昇進し、負傷を厭わぬ武功により勲章まで与えられたサンデスは、「セルビアのジャンヌ・ダルク」ともてはやされ、一時帰国時には、非公式のセルビア外交官として軍幹部や王族との会食を重ねた。髪を短く刈り込み軍服姿で悠々とタバコをふかす姿は、人々に衝撃を与えた²。

この二人のイギリス人看護婦、奇しくも同様に国教会牧師を父にもつれつきとしたレディの衝撃的な生き様は、戦争と女性の役割、そして市民権をめぐる当時の世論を混乱させた。女性にも、男性と同様、国と国王のために命をささげることが望まれるのだろうか。女性も銃口の前で男性と同様の勇敢さを示せるものだろうか。女性が理性と責任能力のある存在として扱われるべきなのだろうか。女性が究極的に男性的な領域である戦闘に参加することがあるていよののだろうか。神の定めた女性の本来的役割は、生命を生み育むことではないのだろうか。女性が男の領域に入り込むと、戦闘的になってしまうのだろうか。当時のイギリス社会にとって、こうした問いはきわめて重要なものであった。イギリスでは、女性の活動の場と権利の拡大を求める前世紀からの運動が大きな発展を遂げていたからである。男性から知的、経済的、そして性的に自立した「新しい女性」は世間の注目を集め、当時の文学作品に特徴的なテーマとなっていた³。第一次世界大戦直前には、さらに政治的にも男性から独立し、国政へ参加することを求める声が高潮に高まっていた。当時、女性参政権に反対する最も強力な理屈は、命を賭して国のために戦う者、つまり男性のみが国政に参加する資格をもつというものだった。一方、女性を平和と結びつける考えも強く、女性参政権を求める当時の女性の中には、女性が命を生み出す平和な性だからこそ国政に参加すべきと主張する者も多い。そして戦争が始まると、何万人もの女性がそれまで「男性の領域」とされた職に就いた。社会の各方面でジェンダーの境界線上に注目が集まっていたのである。

(2) 伝統的女性観と戦争

歴史上、戦場が男性の世界だったわけでは決してない。軍隊には古来、将校・兵士の妻や娘の他に、兵士の身のまわりの世話——性的なサービスを含む——や負傷者の看護、そして戦場での様々な雑用をおこなう陣営随行者として、多数の女性が同行していた。一八世紀の七年戦争時には、兵員数の四分の一以上に相当する数の女性がイギリス軍の周りに集まっていたという⁴⁾。

しかし、女性が戦士となることはタブーであった。古代ローマの昔から、西洋社会では女性の戦闘行為を禁ずる法令がしばしば出されている。もちろん、それでもやむにやまれず、または好奇心から剣をとる女性は存在した。古代ブリトンでローマの支配に反抗して戦った女王ブーディカや、フランスのジャンヌ・ダルク、ナポレオン戦争時にスペインのサラゴサでフランス軍への武力抵抗を指揮した乙女アグステイナのように、国を守るため、または恋人の敵をうつために戦場に向かった女性戦士の記録は、歴史書だけでなく、物語やバラードにもみられ、広く愛されていた。近代イギリスにおいても、一八世紀にバラードに歌われたハナ・スネルのように男装して軍隊にまぎれこみ、後にそれが発覚した女性はコンスタントに出現していた⁵⁾。

こうした状態に変化が見られたのは、男女の領域を分ける思想の強まった一九世紀のことである。産業化によってミドルクラスが勃興すると、男性は家の外で生計の資を得る稼ぎ手、女性は家の中で男性を癒す「家庭の天使」であるべきという夫婦像が理想として強調された。男性の領域は時に命を奪う戦闘の場であり、逆に女性は家庭で命を生み出し育む存在なのだという考えは決して新しいものではなかったが、この時代には特に強く唱導された。男女の領域分離の必要性を説く作法書、説教、訓戒、小説が数多く出現し、逆に女性兵士を称える物語やバラードは急減した。軍隊はより専門的・官僚的になり、兵士の生活のすべての面が当局の管理下に収められた。陣営随行者の役割は徐々に軍の当局により取って代わられ、軍隊はより排他的に「男性の世界」へと変わっていった。

当時のイギリス国教会の教えはもとより科学・医学の常識でも、女性は理性をもたず、頭ではなく体に支配されがちだとされていた。女性は道徳心に優れるのだがこれは容易に失われうる徳目であり、それゆえ、女性は男性によって世の荒波から保護される必要がある。家庭内で守られている限り、女性は優れた道徳をもって男性を導くが、守られない女性は身体に支配され、身を持ち崩す、または精神に異常をきたすというのである。それゆえ家庭を離れた女性は墮落する危険が高く、家庭外で働く労働者階級の女性は、売春に走りがちだと考えられていた。ましてや究極の領域侵犯、すなわち「男性の領域」である戦場に入り込む女性は、身持ちが悪く胡散臭い女性であるはずだった。一九世紀半ばのクリミア戦争(一八五四―五六年)で活躍したフローレンス・ナイティンゲールは、軍隊に付き従う売春婦同様に見られていた看護婦を、「天使」であるレディの職に変えたわけだが、ナイティンゲールの看護団は当初、戦場であるクリミア半島ではなく、黒海を隔てた対岸スタタリの病院に派遣されていた。ナイティンゲール自身、一八五五年初頭までは、看護婦をクリミア半島に送ることは反対していたという。戦線は「家庭の天使」である

べき女性から、最も遠い存在となったのである。

2 市民権とジェンダー

(1) 戦前の女性参政権運動

二〇世紀初頭のイギリスにも、こうした男女の領域の違いに根ざした考えが色濃く残っていた。女性の働く場は基本的に家庭およびその延長上であり、労働者階級では、一五〇万人の女性が家事使用人として働いていた。工業社会のニーズに応え、工場や炭鉱で働く女性も多かったが、ステータスや賃金の高い熟練の職は「男性の仕事」として女性を排除していた。ミドルクラスでは、一九世紀後半からの女子教育改革と、それに付随する職業開拓の成果により、教員や看護婦、秘書などの職が女性にふさわしいものとして定着していたが、さらに会計事務所や銀行での事務職でも女性の能力が認知されはじめたところであった。女性が医師となる道も開かれていた。しかしいずれにせよ、ミドルクラスの女性は結婚を期に仕事を辞め、専業主婦になることが当然視されていた。一方で、女性の特長である道徳を掲げたチャリティの分野では様々な活動が可能であり、一九世紀中には、刑務所改革や性病予防法撤廃運動などの社会改革運動で多数の女性が活躍した。教育水準の上昇に加えてそうした広い領域での活動経験から、女性の間でも参政権の必要性が認識されてきていた。

当時、女性のサフラジスト(参政権論者)には大きく分けてミリセント・ギャレット・フォーセットを会長とする「女性参政権協会全国同盟(NWSS)」に属する者と、エミリン・パンクハーストの率いる「女性社会政治同盟(WSPU)」に属する者の二派があった。このうちで戦闘的な戦術を繰り返していたWSPUは、自らを「サフラジエット(女参政権論者)」と呼び、フォーセットら穏健派サフラジストと区別していた。一九一〇年代には女性参政権の支持者も大幅な伸びを示したが、明確に「男性の領域」とされていた国政への参加を望む女性参政権論者たちに嘲りの言葉を投げかける者も少なくなかった。特に政治活動の妨害や公共の建物への放火といった触法活動により故意に逮捕・投獄され、世論に訴えようとしたサフラジエットには、精神異常者のレッテルさえ貼られた。

戦術の違いはあれ、当時の女性参政権論者の多くは、女性の特長とされていた「道徳性」を国政に反映させる必要を前面に出していた。そのよくな彼女らの前に立ちはだかっていたのが、冒頭で触れた、市民権を軍事貢献と結びつける政治理論——腕力論——である。これは、政府は最終的な手段としては腕力に頼るため、政治的権力は、身体的に強い男性のみがもつべきだとする主張であった。A・ライト卿は一九一三年に次のように論じている。

女性参政権に反対する根本的な理由は、女性の票が腕力を代表しないためである。現在、国家が外国の干渉から自国を守り、従属する民た

ちを統治し、法律を施行することができるのは、ひとえに腕力と、腕力を土台とした威信があるからである。そして女性の政治参画を認めれば、軍人魂が衰え威信の低下を招くことは避けられない。こうした事態こそ確実に戦争と反乱につながっていくのである。¹⁰⁾

戦わない者は選挙権をもつことができない、女性は戦ってはならない、という循環論法であった。ドイツ軍侵攻の脅威が拡大していた当時、こうした議論にそれなりの説得力があったことは疑いない。同年の『オブザーバー』紙のある投稿者は、腕力論に基づく「嘲りを効果的に拭い去る」ために、女性が部隊を組織し、「男性兵士と同等の給与で同じ訓練」に就くことを提案している。しかしこの投稿者は、実は男性有権者層が必ずしも軍事教練に積極的ではないという腕力論のほころびにも触れており、こうした男性の代わりに「有り余るエネルギー」を持つ女性たちを国防に役立てては、という。こうした提案はこの時期にはまだ「悪い冗談」の域を出なかった。¹¹⁾「戦闘的」なサフラジエットですら、単純にそれでは女性も兵士に、とは主張しなかったからである。

(2) 女性と戦争／平和

二〇世紀初頭、ドイツとの関係悪化、そして国内での女性参政権運動が過激化する中で、女性と戦争、平和、そして市民権の関係は次第に入り組んだものになっていった。一方では、女性の能力を国防に役立てようとする試みが次第に見られるようになり、再び少しずつ女性が軍隊の周りに集まり始めていた。応急処置と初歩の看護学を女性に教える団体が多数生まれ、さらには、後方の野戦病院だけではなく、戦場でも働ける女性の騎馬看護婦部隊までが考案された。「応急看護義勇騎兵团(FANY)」とそこから分かれた「傷病兵護送女性部隊(WSWCT)」である。これら諸団体はやがて「救急看護奉仕隊(VAD)」として組織化された。こうした動きの源のひとつには、女性の身体観の変化を挙げることができよう。一九世紀末頃から男子校と同様に心身の鍛錬を重視する女子パブリックスクールが誕生するなど、従来のか弱い家庭の天使とは異なる新しいイギリス女性像を産み出す土壌ができていた。女性がクリケットやラクロスのチームで活躍し、狩りで獲物を仕留め、家族でアウトドア活動を楽しむ新しい文化が生まれていたのである。¹²⁾しかしそれでも、国防に尽力しようとする女性たちはまだきわめて少数であり、女性の生来的活動とされたものとはかけ離れたその活動は、お転婆な「お嬢様のきまぐれ」と説明されていた。実際、乗馬や自動車の運転といった技能を要件とするFANYの団員は自ずと上流階級出身者に限定されており、愛国心と冒険心から参加した者が多かったという。中古のレーシングカーを乗り回していたフローラ・サンデスも、そうした新しい身体を体現する女性の一人であった。ファッションブルな軍服風の制服をまとった女性は、当初、好奇のまなざしで見られ、しばしばサフラジエットと混同された。¹³⁾

WSWCTの方は、はっきりと女性参政権を念頭に案出された。夫とともにトランスヴァールから帰国したメイベル・ストウバートは、当時社会問題となっていたドイツ軍侵入の恐怖と女性参政権運動の巻き起こす社会不安を目の当たりにし、この二つを組み合わせることで双方の問題を

解決できるのではないかと考えた。女性が国防の一翼を担うことで、国政にも参加する資格を主張できるのではないか。ただし、戦闘行為だけは回避したい、とストウバートは考えた。「自然はわれわれに命を生み出すよう」求めているのであって、「命をとる」行為とは無縁であるべきだと¹⁴。四五歳でF A N Yに加わったストウバートは、サンデスら多くのF A N Y団員を伴い、より本格的に野戦病院から後方の兵站病院への負傷者の移送や治療を行う女性部隊W S W C Tを立ち上げた。バルカン戦争（一九二二—一九二三年）が始まると、W S W C Tはブルガリアに赴き、野戦病院を運営している。

このように女性が国防に貢献する手段を作ることによって女性の市民権を実現しようとする努力があった一方で、逆に女性と平和との連想を強調することで、女性の政治参加の意義を強調しようとする動きも出てきた。この時期、南アフリカの反戦作家オリヴ・シュライナーや、アメリカ人シヤロット・パーキンズ・ギルマンの思想も輸入されていた。「男性の創造した」戦争を非難し、女性には平和を求める本能があるのだと論じた彼女らの議論は、知識層にも影響を与えた。特に前世紀中に普墮戦争（一八六六年）や普仏戦争（一八七〇—七一年）を経験し、当時もバルカン半島の緊張を身近に感じていたヨーロッパ大陸では、彼女らの考えは受け入れられやすかった。ヨーロッパ大陸のフェミニストの間では、男性の資質を戦闘・破壊、女性の資質を平和・創造と二分し、命を生み出す性としての女性が政治の場に参加する権利をもつことが、世界の平和につながるとの議論が展開していた。戦争や平和の問題と正面から取り組むことの少なかったイギリスのフェミニストたちも、国際的な女性参政権論者の連携が強まる中で、こうした考えを取り入れ始めていた。そしてバルカン半島で始まった戦争が次第に拡大の様相を呈していた一九一四年八月、ロンドンでは、N U W S Sのフォーセットを議長に、女性自由同盟、女性協同組合ギルド、全国女性労働者同盟、女性労働者同盟、そしてW S W C Tなど様々な団体の代表が参加し、シユライナーを来賓とする大規模な女性反戦集会が開かれていた。まさにそうした中、開戦の知らせが届いたのであった。

3 戦争協力とジェンダーの境界の揺らぎ

(1) 第一次世界大戦の勃発とフェミニストの「変節」

一九一四年八月四日、中立国ベルギーへのドイツ軍の侵攻を機に、イギリスはドイツに宣戦布告した。同時にイギリス国内で沸き起こったのが、ベルギーにおけるドイツ兵の婦女暴行・残虐行為の報道であった。ベルギーから逃げてくるイギリス人や、ベルギー人亡命者からの発信という触れ込みで、ドイツ兵による市民、特に「罪のない女性や子どもの大規模虐殺」を「目撃」したとの証言である。女性の体を引き裂き、子どもの手足を切り落とすという凄惨な報道は、戦後の調査ではプロパガンダ用に誇張されたものであったとされたが、翌年政府主導で行われた調査はこれ

を事実に基づくものと公式に認めた¹⁵。ベルギーは救いを求めるかよわい女性にたとえられ、ドイツ軍の侵攻は「ベルギーの陵辱」と表現された。こうした表象によつて、イギリスの参戦は虐げられた女性を救う正義の戦いだとするムードが高まった。ベルギーを、ひいては潜在的に同様の危険にさらされるイギリスの女性を救うために立ち上がるのは、イギリス人男性の使命だと叫ばれたのである。開戦から二ヶ月足らずの九月末までに早くも七五万人が志願し、カーキの軍服を着た兵士は英雄としてもはやされた¹⁶。

すでに述べたように、開戦当日、ロンドンでは大規模な女性反戦集会が開かれていた。ところが、こうした熱気の中、開戦と同時にほとんどの女性参政権団体で、平和主義を主張する意見は一転、少数派となった。ドイツ軍の「残虐行為」が盛んに宣伝される中、「平和という言葉を口にすることさえ難しく」なるくらい、国内は「戦争にのぼせ上がって」しまったのだという¹⁷。NUWSSのフォースセットは開戦二日後に、戦争終結まですべての政治活動を停止することを宣言。それまで戦間的な参政権運動で政府を悩ませていたWSPUのバンクハーストも、サフラジェットの囚人全員の解放と引き換えに戦闘活動を停止し、戦争協力を約束した。

国際的な女性平和会議が一九一五年二月にアムステルダム、四月にはハーグで計画され、イギリス国内の女性平和主義者に参加要請が届くに至り、多くの女性団体内での分裂は決定的となった。イギリスで参政権運動をしていた女性の一部は、こうした反戦活動を反逆罪として断罪し、フォースセットは、「ドイツ軍を追い返すまで、平和を口にする者は売国奴と同じだ」と平和主義者を切り捨てた¹⁸。WSPUでも同様であった。バンクハーストの娘の一人は母親に公然と逆らい、平和運動に身を投じた。

このようなフェミニストの方向転換について、歴史家たちの評価は様々であり、これを変節や運動の中断とはとらえず、世論を見方につけ参政権獲得を確実にするための戦略と位置づける研究者もいる。フェミニスト団体の多くは、戦時中も機関紙を発行し続け、資金を集め、集会を開き、ロビー活動を行い、イギリス女性の「愛国」的な奉仕を強調し続けていた。バンクハーストは、軍需相ロイド・ジョージから秘密裏に資金協力を得、若者に従軍を呼びかけ、女性に軍需工場での奉仕を呼びかける全国遊説を行なった。その際、巧みに戦争協力と女性参政権の必要性を結びつけたというのである¹⁹。当時の『反女性参政権評論』は、その手腕をこう評している。

彼女たちは兵士の慰問品作りに励む傍ら、自ら絶え間なくサフラジスト賛美を続けているので、作っている靴下やマフラーの一つ一つにバンクハースト夫人とかフォースセット夫人といった聖なる名を刺繍しているのも同然だった²⁰。

(2) ジェンダー役割分担の狂い

確かに、ジェンダーの境界を引きなおすには好機ではあったといえよう。戦争という特殊な状況は、ジェンダー役割分担に狂いを生じさせる。男性が出征することで、国内の労働力が足りなくなり、女性が家庭外で働く必要が高まるからである。第一次世界大戦はイギリスにとっては総力

戦であり、イギリス帝国で八九〇万人の男性が動員され、九〇万八〇〇〇人が戦死、二〇〇万人が負傷した。この結果、この損失を埋める労働力が女性に求められ、それまでは女性を排除していた分野でも、次第に女性労働力に頼らざるを得なくなった。一九一四年にブリテン島とアイルランドで五九七万人程度であった女性労働者数は、一九一八年には七三二万人にまで増加した。特に一九一五年には、労働力不足から大量に女性が雇用されるようになり、運輸業に従事する女性の数は六倍以上に増加、軍需工場では、九〇万人以上の女性が働くようになった。バスやトラムの車掌や、石炭の積み下ろし、造船などの強度の肉体労働に従事する女性労働者の姿は、女性の貢献を呼びかけるポスターや絵葉書に盛んに使われている。

もつとも、実際に車掌など「男性の仕事」に就いた女性はごくわずかであった。これは女性が男性と同じ内容の仕事を代替した場合に、女性だからという理由で賃金を低く抑えようとする雇用主に対し、労働組合から強い反発が起ったためでもあった。労働組合は安価な女性労働が入り込むことで戦後に帰還する男性熟練労働者の特権的な職が失われることを恐れ、女性労働者の雇用自体に反対したが、女性を使うことが避けられないとなれば、戦後の男性の雇用を保証するために、逆に女性にも男性と同等の賃金を支払うよう強く求めた。雇用主側はそれまで熟練労働者がしていた仕事に労働稀釈という方法を採用し、安価な女性労働者を利用した。これは機械を使ったり分割したりすることで熟練度の劣る単純作業に変える方法であるが、男性の職種とされていた分野の中に、「女性の仕事」が作られたといってもよいだろう。それでも軍需工場や機械工場では、戦前に女性労働者に最も多かった家事使用人の賃金の倍以上が支払われ、高報酬に惹かれて多数の家事使用人が職場を変えた。このように、戦時の女性労働は、男性と同じ仕事内容・賃金に結びつくことは少なかったにせよ、新しい分野での職業経験により、女性の労働意識向上に貢献したといわれる。そして盛んに宣伝された女性の貢献の大きさは、人々の脳裏に強く印象付けられた。²¹

上中流層の女性も、国家への奉仕という大義名分を使って活動領域を飛躍的に拡大させた。「女性(W)」の文字を冠したボランティア団体が続々と誕生し、その活動は国防の領域にも食い込んでいった。サフラジェットが中心となって作った「女性緊急時部隊」は、女性に軍事教練を施し、「訓練を受けた有能な女性を、国への奉仕に常時提供すること」を目的とした。彼女らは軍隊の要請に応じて売店や調理、軍馬の世話など様々な作業を行なった。²²

兵士を賛美する風潮の中、銃後ではなく戦線で国のために働くことを望む女性たちも多数生まれた。開戦当日の反戦集會に参加していたストウバートは、翌日には医療支援のために女医、看護婦、コック、通訳などの募集を開始したが、そこには熱意に燃える応募者が殺到した。WSPUやNUWSSに所属するフェミニストの女医たちも、ヨーロッパ大陸に渡ることを検討した。

しかし、開戦当初にあつては、意欲満々の女性たちに国が求めたのは、家庭に戻ることであった。国家への奉仕として女性に求められたのは、せいぜい看護活動、資金の寄付、兵士の衣服や防寒具の作成といった限られたものだった。バルカン戦争中のWSWCTの活躍にもかかわらず、



図2 西部戦線で救急車運転手として活躍するFANY(1917年)
(Imperial War Museum, London Q 4669)

政府や軍当局は女性が戦線近くに赴くことに否定的であった。政府やイギリス赤十字に労働力提供を申し出たVAD看護婦、WSWCTやFANY、女医たちは、「戦争という領域には女性に適した仕事はない」とすげなく拒絶された。

だが、彼女らは機会を逃さなかった。海外の赤十字と直接連絡を取り、海を渡ったのである。FANYのメンバーは、人手の足りないベルギーやフランス、セルビア軍に歓迎され、救急車の運転手として活躍した(図2)。フローラ・サンデスは六人のイギリス人女性とともに看護婦としてセルビアに、ストウバートは野戦病院を組織するためにブリュッセルに渡った。サフラジエットの女医たちはフランスに二軒の野戦病院を設立した。サフラジエトたちもまた五〇万ポンドの基金を募り、フランス、セルビア、ロシア、ルーマニアに一四の女性医療部隊を派遣した²³

(3) 女性の「軍事貢献」?

こうして戦場に渡った女性たちの多くは手記を発表し、自ら戦場の女性の「物語」の紡ぎ手にもなった。サンデスの手記「セルビア軍のイギリス人女性軍曹」(一九一六年)は、セルビアへの支援を求める意図で書かれたものであったが、サンデスは自らを同盟国イギリスの象徴として描くことで、撤退する友軍を見捨てずに共に戦った行為を正当化し、共感を求めている。兵士に転じたサンデスが、セルビアの男性兵と同志として一体化する戦場のロマンを語ったのに対し、ストウバートの『燃え立つ剣』(一九一六年)には、スパイ容疑でのドイツ軍による拘留の恐怖や、東部戦線で医療団を指揮した苦難が綴られた(図3)。率先して軍事的に貢献しながらも、ストウバートの最終目的は、女性の政治参画を通して戦争をなくすという「女性性」を強調したものであった。語り口の違いはあれ、こうした手記は、「女性が軍事行動に伴う苦難や窮乏に耐える能力がある証拠」を積み上げていった²⁴。

サンデスの冒険譚に心躍らせ、兵士になることにあるにあらざる女性も出てきた。ベルギーの惨劇が伝わる中、女性自衛軍の是非については開戦当時から議論が起っていた。サフラジエットの機関紙は、国防のための女性自衛軍創設の是非について特集を組んだし、一九一五年の『看護タイムズ』誌は、サンデスの入隊を、女性が軍隊内で「計り知れない功績」をあげ得る「証拠」と報じた²⁵。東欧やロシアに女性の兵士が存在することも、しばしば話題になった。一九一五年の『ロンドン・グラフィック』誌は、ロシアにはおよそ四〇〇名の女性兵士がいると報じたし、一七年には、



図3 ストウバートはセルビア軍医療団の退却を成功裏に指揮した(1915年)
(Imperial War Museum, London Q 69144)

ロシア各地で女性ばかりのアマゾン部隊「死の大隊」が誕生し、かの地を訪れていたバンクハーストが持ち帰った部隊の写真はイギリス国民にセンセーションを与えた。大半のイギリス人はこうした女性兵士の存在を好奇の目で見たが、一部の女性は女性軍の創設を、男女平等の究極のシンボルとして掲げるまでになった。射撃やスポーツに秀でた女性たちからは、散発的にはあるが、女性軍創設を願う声が上がった。²⁶

母国の敗戦を指をくわえてみているくらいなら、帝国の女性たちは進んで、いえ喜んで戦線に立ちましよう。²⁷

フェミニストで旅行作家のアレックトウィーデー夫人は勇ましくこう宣言し、女性軍の創設を呼びかけた。

しかし、こうした声は軍幹部によって一蹴された。戦闘は男性の仕事であり、そうあり続けるべきとの固定観念は、保守派男性だけでなく、大多数の国民に共通するものであったのである。「かよいい」女性は前線の現実に対処できないものと考えられ、サンデスのような女性兵士はもちろんのこと、戦線で働く看護婦や女性医師でさえ、ごく例外的なヒロインか、そうでなければエキセントリックな女性だと片付けられた。²⁸ 女性が前線に向かうと、男性の兵士には女性と子どものために戦うという大義名分がなくなり、軍の士気低下を招くとも考えられた。女性が軍服風の制服を着用することにさえ、当初は激しい批判が相次いだ。

だが第一次世界大戦の現実には、こうしたジェンダーに基づいた既成概念を揺るがさざるを得なかった。一九一六年、西部戦線で多数の戦死者が出たことから、兵力の補充は急務となっていた。軍幹部は非戦闘職に就いている男性が多数存在することに着目し、一部の仕事に女性を起用する決定を下した。対象となった職種は事務や調理といった後方での非戦闘職であったが、この決定の過程では軍内外で激しい抵抗が起こった。最も強硬に反対したのは、もちろん腕力論を掲げる女性参政権反対論者たちであったが、女性参政権を支持するリベラルな男性たちでさえも、女性軍属という考えには難色を示した。「女性は軍の役に立つことはなからうし、女性を生来の領域から引き離すことになるう」——参政権を支持する男性でさ

えも、こう考えたのである。²⁹

それでも、ソナムの戦い(一九一六年)だけでイギリス側の死傷者が四二万人という過酷な現実の前に、他に方法はなかった。一九一七年、陸軍女性補助部隊が、続いて海軍女性部隊が組織された。さらに一九一八年四月に空軍が創設されると、同時に空軍女性部隊が創られた。どの部隊でも、女性が就いたのは事務員、電話係、ウエートレス、コック、整備工、暗号解読者といった非戦闘職ではあったが、第一次世界大戦中に全部隊併せて十万人以上の女性が軍内部に雇用されることとなった。中でも陸軍女性補助部隊員は約五七〇〇〇名を数え、その多くは労働者階級出身であった。一方、海軍女性部隊員、特にその幹部には陸海軍士官の家庭出身者が最も多かったが、次いで多かったのはキャヴルやサンデスのような国教会聖職者の娘であり、国や社会への奉仕を義務と考える家風のなかで育った女性たちであった。³⁰女性の活用に最も積極的であったのは歴史のない空軍であり、隊員の一部は、飛行機操縦訓練を受けている。

戦争が長期化し戦死者が増大する中、このように家庭外での女性の貢献がますます必要とされる一方で、未来の兵士を生み育てるといふ家庭における女性の役割を強調する声も強まった。一九一八年には、母子福祉法が制定され、産院や保育所の設立、助産婦、保健婦の無償での派遣、食料の支給といった母子への援助策がとられた。保守層は母性重視を理由に、有給の仕事をしている母親を批判し、働く女性が「生命の法則に対する罪」を犯していると決め付けた。女性が男性とともに働き、夜遅く帰宅したり、兵士と交流する機会を持つことが、性モラルの乱れにつながっているとも考えられた。こうした性的独立に対する非難の格好の標的となったのは陸軍女性補助部隊で、フランスで働く陸軍女性補助部隊員の多くが妊娠してイギリスに送り返されているとする記事が新聞で報じられていた。これは海軍女性部隊が「完璧なレディ」「お堅い」と評されたのは対照的であり、階級的な偏見の強さを物語っている。陸軍女性補助部隊では噂を打ち消すべく調査を行い、実際にフランスに派遣された補助部隊員のうち、妊娠した者の割合がほとんどのイギリスの村よりも低かったことを発表した。³¹

4 戦争協力と「市民権」

一九一八年一月に第一次世界大戦は休戦を迎えたが、同年二月に国民代表法が成立し、二一歳以上の男性と、戸主および戸主の妻である三〇歳以上の女性に選挙権が与えられた。この女性への参政権授与は、戦争協力への「ごほうび」とする見解が当時から主流であった。女性の目覚しい戦争協力により、女性は身体的・精神的に投票には不向きであるという偏見がぬぐわれ、女性の軍事面での貢献、サフラジェットらの「愛国」的活動や女性一般の戦時協力が、腕力論に基づく反対派の最後の抵抗の根拠を排除した、と解釈されてきたのである。一方で、労働奉仕をしたのは主に三〇歳未満の女性であったのに対し、その見返りとして参政権を付与されたのが三〇歳以上の女性という矛盾を指摘する声もある。さらに、

戦前の参政権運動により、すでに女性参政権は十分な支持を受けており、戦争によりかえってその実現が遅れたとする議論もある。³²

(1) 軍事貢献を拒む男性たち

「こぼろび」という表現が適当かどうかはさておき、第一次世界大戦中に、市民権についての国民の意識に変化が生じたことは確かである。軍事貢献という要素で男性の体と市民権を結びつける議論は、戦場に赴くことを拒否する男性の存在により、大きく揺らぐこととなった。イギリスは募兵制をとっていたが、戦死者の多さから兵士不足が続ぎ、一九一六年に徴兵制度を導入するまで、官民双方によって絶え間なく大々的な募兵キャンペーンが行われていた。その中では、募兵に応えることと、あるべき男性らしさ、そしてあるべき市民像とが繰り返し結びつけられていたのである。一九一四年秋にもなると、国内に残る若く健康な男性には、周囲からのプレッシャーが強いのしかかった。若者と連れ立って歩くことを拒否することも、若い女性にできる愛国的な行動として推奨された。女性たちに町で若者に臆病者の象徴、白い羽根を手渡させる運動には一部のサフラジエツトも関わっていたが、市民権と男性の身体を結びつける考え方への疑問を顕在化させた。逆に、入隊待ち状態の男性にカーキの腕章を配るキャンペーンも行われ、志願した男性と、健康だが志願しない男性、つまり市民としてふさわしい者とそうでない者が視覚的に線引きされていった。³³



図4 キャヴルの処刑を題材に、軍への志願を呼びかけるエセックス州募兵委員会のポスター（1915年）。Imperial War Museum, IWM Q 106364

一九一五年にイーデイス・キャヴルが処刑されると、このドイツの「蛮行」はプロパガンダの格好の材料として、イギリスだけでなく連合国側や当時中立の立場をとっていたアメリカでも、盛んに取り上げられた。キャヴルは、ナイティンゲールに連なるイギリス女性の一つの理想像を体現していた。こうした女性像が男性の保護を離れ、侵害されたのである。キャヴルを「野蛮」なドイツに殺害された「殉教者」として描く「物語」は、ドイツとの戦いに新たな正当性を与えた。男性の騎士道精神をおおる声に応え、さらにキャヴルの愛国的行為に鼓舞されて、志願者は最後の盛り上がりを見せた（図4）。キャヴル処刑が報じられてから八週間に渡り志願者数は倍増し、二四〇万人が募兵に応じた。

一九一六年に徴兵制が導入されると、それでも戦地に赴くことを拒む男性の存在が大問題となった。宗教的な信条に基づく平和主義者や、帝国主

義戦争への加担を拒否する社会主義者を中心に一万六〇〇〇人の健康な若者が兵役を拒否したのである。法的には宗教的信条に基づく良心的兵役拒否は認められたが、兵役拒否者への社会の風当たりはきわめて厳しかった。³⁴

(2) 新たな「市民権」の要件

戦時中のフェミニストたちは、こうした状況を利用して、腕力論に対抗した。男性の中にも戦場へ行くことを拒む者がいるのに対し、キャヴルや、戦場で働く女医、女性看護婦は国家のために命を賭けていた。実際、約二〇〇名の看護婦が死亡していたし、ドイツ軍に拘留されたのはキャヴルやストウバートだけではなかった。また、兵士となることを申し出た女性も少なからず存在していたという。³⁵彼女たちが戦場に行くことを阻止する理由として示されたのは、女性には後方で兵士を再生産する役割があるからというものであったが、フェミニストたちはこの論理を、女性は兵士を産み育てることで国に軍事的にも貢献したという議論へとつなげた。依然として出産時の母親の死亡率が高かった当時、出産は国家への命がけの貢献であった。育て上げた「息子の血」を国に捧げた母親の犠牲も強調された。さらに、軍需工場での砲弾の製造を敵との戦いの第一段階だと位置づけ、その製造者たちも実際に戦争に参加しているのだというレトリックが、腕力論に対抗して発展された。こうした中、多くの批評家は、男性であることではなく、「愛国心」を市民権の要件と見なし始めた。下院では、女性への参政権授与は三四一対六二の大差で、女性参政権反対者の多かった上院でも一三四対七一（棄権一三票）で可決された。

それまでの選挙法では、自宅または年間家賃一〇ポンド以上の借家に住む男性戸主に選挙権が与えられていたのだが、一九一八年の国民代表法は、戦争から帰還する兵士たちが、家屋の占有権を要件とするこの選挙権資格を満たさないことを問題視して整備された。未成年兵士へも参政権を与え、逆に良心的兵役拒否者からは、参政権を剥奪せよとの国民の声にこたえるものでもあった。「男性の身体」をもつという性別による前提ではなく、国家への貢献またはその意思を第一の選挙資格と考えたといえよう。一切の戦争協力を拒否した男性は、期限付きではあったが参政権を失い、逆に兵士には、未成年であつても「軍事貢献参政権」が与えられた。そして海外で働いた三〇歳以上の女性の赤十字関係者や女性軍属は選挙権資格を満たさないため、一般の女性とは別枠でやはり「軍事貢献参政権」が認められた。これにより一九一八年には、三三七二名の女性が軍事貢献有権者として登録した。³⁶

5 ジェンダー境界の再再画定

(1) 第一次世界大戦後のイギリス女性

古くから伝わる女性戦士のバラードや物語では、戦争が終わると同時に女性戦士は英雄からよき妻・よき娘に戻った。ジェンダー役割分担が狂うのは戦争の間だけで、戦いが終わると、生き残ったヒロインたちはもとの女性の居場所に戻ったのである。社会の構造を崩すものではなかったからこそ、女性戦士の冒険物語は、受け入れられていたのである。第一次世界大戦中「男性の領域」に入り込んでいた女性たちにも、戦争の終結とともに家庭に戻ることが求められた。女性部隊は解散され、軍需工場で働いていた女性のほとんどは解雇された。政府は職を失った女性たちが家庭や家事用人、洗濯婦など、もともとの「女性の職種」に回帰することを当然視していた。

ところが、より高賃金でステータスの高い職を経験した女性たちは、進んでもとの苦汗労働に戻ろうとはしなかった。五〇万人の女性たちが失業者として登録し、賃金的にも内容の面でも戦時中と同等の仕事求めてねばったのである。政府やメディア、職業安定局は、女性に家事用人や洗濯婦、針子といった伝統的な女性の業種に戻るようキャンペーンを張り、こういった仕事を拒否し失業手当を要求し続ける者には、「税金で暮らす怠け者」が退役軍人の口からパンを奪おうとしているとのきつい非難が浴びせられた。一九一九年後半には、伝統的ジェンダー役割分担への回帰のため、さらに強制的な手段が講じられた。家事用人や洗濯婦の仕事を拒否した失業者には、失業手当が打ち切られたのである。数ヶ月のうちに女性失業者数は激減し、多くの女性がしぶしぶと家事用人の職に戻っていった。女性参政権の獲得——それも不平等な形——だけでは、戦前のフェミニストたちが信じていた理想の社会は訪れなかったのである。戦後、一部のフェミニストは、不平等のより深い文化的源泉を探って宗教や教会の改革に目を向けた。³⁷

それでも、一部では変化が見られた。醸造業や製材所など一部の製造業では、女性はそれまで少年が行っていた仕事をおこなうようになった。そして銀行や政府機関、企業での事務職や、商店の売り子といった職種でも女性労働が残り、これらの職は次第に女性の仕事として定着した。さらに治安判事、陪審員、弁護士、裁判官といった法曹への道も開かれた。女性にも、ともかくも選挙権・被選挙権が与えられたことにより、一九一九年には初めて女性議員も誕生した。そして一九二八年には、男女平等の普通選挙権が実現した。

(2) 「英雄」たちのその後

ドイツに埋葬されていたイーデイス・キャヴルの遺体は、終戦に伴いイギリスに返還された。イギリス女性の理想像を体現し、「殉教者」として

死んだキャヴルは、国のために命をささげた英雄として、民間の女性としては破格の榮譽をもって弔われた。一九一九年五月、ロンドンのウェストミンスター寺院で行われた慰霊祭には、王族も出席した。その後、遺体はキャヴルの故郷ノリッジに運ばれ、大聖堂に埋葬された。トラファルガー広場のすぐそばには彼女の功績を称えた石像が立てられている。

一九二〇年、フローラ・サンデス少尉は、新生ユーゴスラヴィア軍の代表としてオーストラリアに渡った。総督、首相らと会談を重ねるさつそうとした軍服姿の女性は、ここでも人々の好奇のまなざしに迎えられたが、同時にイギリス帝国の遠い未来の女性像をイメージさせた。

しかしこのサンデスにも、「もともとの役割」に戻る日が訪れた。平時に戻ったユーゴスラヴィアにも、故国イギリスにも、サンデスが兵士として、非公式の外交官としての活動を続けられる場所はなかったのである。一九二二年、サンデスは軍服を脱ぎ、やがてかつての戦友と結婚したが、「女性の職」に追い返された一般の女性たち以上に、女性としての暮らしになじめずじまらしい。一九四一年、ドイツ軍のユーゴスラヴィア占領直前、サンデスは再びユーゴスラヴィア軍に召集された。

本研究は科研費(16K02003)の助成を受けたものである。

注記

1 Herbert Leeds, *Edith Cavell: Story of Her Life*, London: Jarrold & Sons, [1915]: A. E. Clark-Kennedy, *Edith Cavell: Pioneer and Patriot*, London: Faber and Faber, 1965; Diana Southam, *Edith Cavell*, London: Quercus, 2010. 高見安規子著『歴史のなかの看護婦——イーデイス・キャベルとシスター・ドローラの生涯』医学書院、一九八二年。キャヴルについては林田敏子『戦う女、戦えない女——第一次世界大戦期のジェンダーとセクシュアリティ』人文書院、二〇一三年も取り上げている。

2 Alan Burgess, *The Lovely Sergeant*, London: Heinemann, 1963; Louise Miller, *A Fine Brother: The Life of Captain Flora Sandes*, Richmond: Alma Books, 2013. 林田敏子「女性であること——兵士であること——バルカンの女性兵士フローラ・サンデスの大戦経緯——」山室信一、岡田暁生、小関隆、藤原辰史編『現代の起点——第一次世界大戦 第二巻 総力戦』岩波書店、二〇一二年、第九章。林田敏子「大戦・ファシズム・同性愛——戦間期における異性装の解釈学」志村真幸編『異端者たちのイギリス』共和国、二〇一六年、一一二～一三五頁でも大戦中のサンデスの異性装に注目している。

3 Sarah Grand, "The New Aspect of the Woman Question", *North American Review*, 158 (1894) における造語だと言われているが、それ以前にも同様の意味での使用例がある。例えば『The New Woman', *Funny Folks*, London, 26 November 1892, p. 379, Issue 940. *New*

Readerships. を参照。

- 4 Kathleen Wilson 'Britannia into Battle: Women, War and Identities in England and America' in her *The Island Race: Englishness, Empire and Gender in the Eighteenth Century*. London: Routledge, 2003, p. 97. 陣營隨行者や従軍妻については大久保桂子「戦争と女性・女性と軍隊」『岩波講座世界歴史 二五 戦争と平和——未来へのメッセージ』、岩波書店、一九九七年を参照。
- 5 DePauw, Linda Grant, *Battle Cries and Lullabies: Women in War from Prehistory to the Present*. Norman: University of Oklahoma Press, 1998.
- 6 Leonore Davidoff and Catherine Hall, *Family Fortunes: Men and Women of the English Middle Class, 1780-1850*. London: Routledge, 1987, rev. edn, 2002; Dianne Dugaw, *Warrior Women and Popular Balladry, 1650-1850*. Chicago: University of Chicago Press, 1996.
- 7 Lucy Bland, *Banishing the Beast: English Feminism & Sexual Morality, 1885-1914*. London: Penguin Books, 1995.
- 8 河村貞枝『イギリス近代フェミニズム運動の歴史』明石書店、二〇〇一年。
- 9 Julia Bush, *Women Against The Vote: Female Anti-Suffragism in Britain*. Oxford: Oxford University Press, 2007, pp. 112, 149-150.
- 10 Almroth E. Wright, *The Unexpurgated Case Against Woman Suffrage*. London: Constable and Company, 1913, p. 32.
- 11 An Admirer of the Sex, 'A Women's Fighting Corps', *The Observer*, 26 Jan. 1913.
- 12 例として Elsie Bowerman, *Stand There a School: Memories of Dame Frances Dove, D. B. E. Founder of Wycombe Abbey School*. Wycombe Abbey School, 1966, pp. 51-54. 女性の身体教育については Hilary Marland, *Health and Girlhood in Britain, 1874-1920*. Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2013 を参照。
- 13 Janet Lee, *War Girls: The First Aid Nursing Yeomanry in the First World War*. Manchester: Manchester University Press, 2005. 林田敏子「制服の時代とイギリス——ジェンダー・セクシュアリティ・第一次世界大戦」『西洋史学』三三三(二〇〇八年) 四三〜六四頁。
- 14 M. A. St. Clair Stobart, *Miracles and Adventures: An Autobiography*. London: Rider and Co., 1935, p. 83.
- 15 最近の研究は逆にイアン軍による市民の殺害や略奪を強調している。Horne と Kramer は一九一四年八月から一〇月のベルギーおよびフランスにおける一般市民の死者を六五〇〇名と見積る。John Horne and Alan Kramer, *German Atrocities 1914: A History of Denial*. New Haven: Yale University Press, 2000, p. 419; Larry Zuckerman, *The Rape of Belgium: the Untold Story of World War I*. New York: New York University Press, 2004.
- 16 村岡健次、木畑洋一編『イギリス史3——近現代』山川出版社、一九九二年、二六五頁。林田「戦う女、戦えない女」も詳述している。

- 17 シル・リテイメント著 白石瑞子・清水洋子訳『魔女とミサイル——イギリス女性平和運動史』新評論、一九九六年、八五頁。
- 18 同書、一〇二頁。
- 19 Nicoletta F. Gullace, "The Blood of Our Sons": Men, Women, and the Renegotiation of British Citizenship During the Great War, New York: Palgrave Macmillan, 2002.
- 20 *Anti-Suffrage Review*, March 1915, cited in Gullace, *The Blood of Our Sons*, p. 5. Arthur Marwick, *Women at War: 1914-1918*. [London]: Fontana [for the] Imperial War Museum, 1977, pp. 152-158.
- 21 Penny Summerfield, 'Women and War in the Twentieth Century' in June Purvis (ed.), *Women's History Britain, 1850-1945*, London: UCL Press, 1995. 今井ひろ『イギリス女性運動史——フェミニズムと女性労働運動の結合』日本経済評論社、一九九二年、第五章。
- 22 Kate Adie, *Corsets to Camouflage: Women and War*, London: Hodder & Stoughton, 2003, pp. 42-43.
- 23 Stobart, *Miracles and Adventures*, pp. 146-148; Adie, *Corsets to Camouflage*, pp. 33-35; Gullace, *The Blood of Our Sons*, pp. 151-153.
- 24 Flora Sandes, *An English Woman-Sergeant in the Serbian Army*, London: Hodder and Stoughton, 1916; Mrs. St. Clair Stobart, *The Flaming Sword: In Serbia and Elsewhere*, London: Hodder and Stoughton, 1916, p. 308. 中谷の西遊戦線に従軍した看護婦の手記 A Nursing Sister [K. E. Luard], *Diary of a Nursing Sister on the Western Front, 1914-1915*, London: William Blackwood, 1915等。研究書として Angela K. Smith, *The Second Battlefield: Women, Modernism and the First World War*, Manchester: Manchester University Press, 2000. 林田敏子「女の大戦を語るべき」藤原辰史編『第一次世界大戦を語るべき』共和国、二〇一六年、一八二―一八四頁。
- 25 Julie Wheelwright, *Amazons and Military Maids: Women Who Dressed as Men in Pursuit of Life, Liberty and Happiness*, London: Pandora, 1989, p. 130.
- 26 Gullace, *The Blood of Our Sons*, pp. 146-149.
- 27 Mrs Alec-Tweedie, *Women and Soldiers*, London: John Lane, 1918, pp. 26-27.
- 28 Adie, *Corsets to Camouflage*, p. 36.
- 29 Malcolm Mitchell, "The Physical Force Objection," in *The Men's League, Handbook on Women's Suffrage*, The Men's League for Women's Suffrage, 1913, p. 130, cited in Janny Gould, "Women's Military Services in First World War Britain" in Margaret Randolph Higonnet et al (eds.), *Behind the Lines: Gender and the Two World Wars*, New Haven, Yale University Press, 1987, p. 117.
- 30 Private Files of Officers, Women's Royal Naval Service, Public Record Office, ADM 318. Midori Yamaguchi, *Daughters of the*

- Anglican Clergy, Religion, Gender and Identity in Victorian England, London: Palgrave Macmillan, 2014 参考。
- 31 Adie, *Corsets to Camouflage*, pp. 59-71.
- 32 Sandra Stanley Holton, *Feminism and Democracy: Women's Suffrage and Reform Politics in Britain, 1900-1919*, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 129-130. 河村『イギリス近代フェミニズム運動の歴史像』、第四章。
- 33 Gullace, *The Blood of Our Sons*, pp. 73-97, 104; Holton, *Feminism and Democracy*, p. 132.
- 34 デイヴィッド・ボウルトン著、福田晴文・山本恒訳『異議却下——イギリスの良心的兵役拒否運動』未来社、一九九三年、小関隆『徴兵制と良心的兵役拒否——イギリスの第一次世界大戦経験』人文書院、二〇一〇年。
- 35 Gullace, *The Blood of Our Sons*, p. 149.
- 36 *Ibid.*, pp. 158-194; M. Pugh, *Women and the Women's Movement in Britain, 1914-1999*, London: Palgrave Macmillan, 2000, p. 42. 渡辺知「イギリスの国民代表法（一九一八年）における良心的兵役拒否者の選挙権剥奪について」『上智史学』三九号、一九九四年一月、四五～六五頁。
- 37 Jacqueline R. deVries, 'Transforming the Pulpit: Preaching and Prophecy in the British Women's Suffrage Movement', in Beverly Mayne Kienzle and Pamela J. Walker (eds.), *Women Preachers and Prophets through Two Millennia of Christianity* (Berkeley: University of California Press, 1998).

(二〇一六年九月二十八日受理)